

「パートナーシップ構築宣言」

玉山商業銀行股份有限公司（以下、当行）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当行の経営理念である「専門性（Expertise）、サービス（Service）、責任（Business）」は、E. SUN Bank の頭文字 E. S. B に反映されています。当行はすべてのステークホルダーの課題を起点に戦略を立案・遂行し、脱炭素をはじめとする環境問題や社会課題の解決に取り組むことで持続可能な社会の構築を目指してまいります。

a. 企業間の連携

個人および法人のお客さまの多様化・高度化する金融ニーズに応えるため、プロフェッショナルなチームにより事業承継やM&A融資、資産運用、アセットファイナンスなどをご提案し、迅速かつ円滑なサービスをご提供しています。また、お客さまの様々な課題に対応するため、当行関連会社および提携企業、外部機関との連携強化を図り、多角的な支援の実現に努めてまいります。

b. グリーン化の取組

当グループは気候変動に対する取組姿勢を明確化し、サステナビリティ専任チームを設立しました。お客さまとのエンゲージメントを強化するとともに、気候変動や社会的課題に取り組む企業への融資・投資を積極的に行っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

在日支店では不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目

指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、適正な支払い期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書のひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、環境および社会に配慮した持続可能な産業を支援するとともに、国際的な動向や国内政策に呼応し、サステナブルリンクローンを通じて、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、省エネ設備などのグリーンプロジェクトへの企業の投資を積極的に支援し、企業が各種サステナビリティ転換目標を達成できるよう後押ししています。

2025 年 1 月 31 日

玉山商業銀行股份有限公司 日本における代表者 林 國維